

## 神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業の範囲等)

第2条 要綱第3条に掲げる補助事業の範囲及び補助対象経費の下限額、同第4条に掲げる補助対象者の範囲、同第5条に掲げる補助対象経費の範囲、同第7条に掲げる補助額の限度額並びに同第10条に掲げる経費割合は、別表1に定めるとおりとする。

### (事業選定関係等)

第3条 要綱第8条第2項の選考にあたっては、次のとおりとする。

- (1) 知事は市町村長に対して補助事業に関する意見を照会する。
- (2) 前号に定める市町村の意見書は、神奈川商店街魅力アップ事業計画に係る意見書（様式1-2）とする。
- (3) 公益社団法人商連かながわからの推薦を希望する申請団体は公益社団法人商連かながわに対して神奈川県商店街魅力アップ事業計画に係る推薦依頼書（様式1-6）を提出する。
- (4) 公益社団法人商連かながわは知事に対して神奈川県商店街魅力アップ事業計画に係る推薦書（様式1-7）を提出する。

### (各種様式関係)

第4条 要綱に定めのない、補助事業遂行上必要な様式は、次のとおりとする。

- (1) 申請団体が、要綱第2条第1項第1号キに該当する場合には、要綱第8条第1項に定める事業計画書に商店街団体からの事業計画に係る意見書（様式1-5）を添付するものとする。
- (2) 要綱第8条第3項に定める商店街魅力アップ事業費補助金交付申請書（様式3）の添付書類は、商店街魅力アップ事業計画書（様式3-2）、役員等氏名一覧表（様式3-3）とし、その他の添付書類は別表2のとおりとする。
- (3) 要綱第12条第2項に定める変更承認書の様式は（様式6-2）とする。
- (4) 要綱第14条第2項に定める中止（廃止）承認及び交付決定取消通知書の様式は（様式7-2）とする。
- (5) 要綱第15条第1項に定める補助事業実績報告書（様式9）の添付書類は、事業報告書（様式9-2）とする。
- (6) 要綱第15条第1項に定める補助事業実績報告書を、当該年度3月31日までに提出できない場合にあつては、補助事業遂行状況報告書（様式9-3）により、当該年度3月31日までに、事業の完了について知事に報告しなければならない。

(7) 補助事業者は、補助事業の効果検証について、事後の効果検証報告書（様式11）により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、毎会計年度終了後、20日以内に知事に報告しなければならない。また、県の求めがあった場合には、補助事業に係る効果の詳細な内容等について速やかに報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

別表 1

補助事業名	補助事業の範囲	補助対象者の範囲	補助対象経費の範囲	経費割合	補助額の限度額	補助対象経費の下限額	補助事業
販わい創出事業	<p>地域住民等のニーズを踏まえて販わい創出のために新たに行う事業とし、その例については次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域の資源を活用して、地域ブランドを確立し、広く誘客を可能とする事業</p> <p>(2) その他、広く誘客するための魅力発信事業、及び、「集客力の強化」、「継続的な販わいの増加」に資する事業</p>	<p>要綱第2条第1項第1号アからカの定めるとおりとする。</p>	<p>①専門家経費 ②出演料 ③借料(※1) ④広告宣伝費 ⑤通信運搬費 ⑥賃金 ⑦商品開発費 ⑧販路開拓に係る経費 ⑨消耗品費 ⑩什器備品費(※2) ⑪施設整備関係費 ⑫システム開発費 ⑬委託費 ⑭事業運営費</p> <p>※ハード経費(什器備品費、施設整備関係費)については、ソフト事業の実施に必要不可欠と認められる場合に限り対象とする。</p> <p>※1 家賃については、商店街の空き店舗等を活用した拠点に係るものに限る(大型商業施設等のテナントは除く)。ただし、中小企業者の集まりである共同店舗棟とみなされる場合はこの限りでない。また、本事業開始年度のみ補助を行う。なお、家賃の補助対象始期については、交付決定日の属する月の翌月1日からとする(交付決定日が1日の場合は、その月から補助を開始する)。車両はレンタルのみ対象とする。</p> <p>※2 汎用性のあるもの(パソコン、テレビ、カメラ、携帯電話、照明機器、ネットワーク関連機器、冷蔵庫、エアコン、調理機器、空気清浄機等の電気製品、家具類、衣類、楽器等)については、レンタル・リース費用のみ対象とする。ただし、年間を通じて利用するものについては購入経費も対象とする。(過去の補助金で補助している場合は対象外とする)。車両の購入・リース費用は対象外とする。</p>	<p>ソフト事業の実施に必要不可欠と認められるハード経費(什器備品費・施設関連経費)は70%以内とする。</p> <p>重点取組事業にて申請された場合、各々の事業毎に重要取組事業のいずれに該当するかについて判定を行う。また、「重点取組事業」に係る補助対象経費の補助対象経費全体に占める割合は60%以上とする。</p>	45万円	<p>次のアからオのいずれかに該当するものにあつては、補助の対象としない。</p> <p>ア 日常的な集客に結びつかない単発のイベント事業</p> <p>イ 神奈川県域外に設置する施設を整備する事業</p> <p>ウ 法令規則条例等に抵触する施設を整備する事業</p> <p>エ この補助金の交付決定以前に契約している事業</p> <p>※ただし、家賃についてはこの限りでない。</p>	
重点取組事業	<p>商店街の魅力アップを図る重点的取組を行う次の事業とする。</p> <p>(1) 「インバウンドへの取組」につながる事業(キャッシュレス化の取組を含む)</p> <p>(2) 「未病を改善する取組」のため、未病改善を発信する拠点整備等事業</p> <p>(3) 「共生社会の実現に向けた取組」のため、障がい者等における社会参加の機会の提供</p> <p>(4) 「買物弱者支援の取組」のため、買物弱者を商店街等に送迎するサービス等事業</p>	<p>要綱第2条第1項第1号の定めるとおりとする。</p> <p>ただし、キについては、「未病を改善する取組」、「共生社会の実現に向けた取組」及び「買物弱者支援の取組」を行う団体のうち、知事が認めるものを対象とする。</p>	<p>次に該当する経費は補助対象としない。</p> <p>光熱水費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待に係る費用、支払の確認ができない(領収書のない)経費、交付決定日前又は事業期間終了後に支払われた経費、賞金に充当する経費、商店街が発行する商品券のプレミアム(上乗せ)分に充当する経費、補助金の応募・交付申請・実績報告等の書類作成、送付、手続に係る費用、市場価格と比較して明らかに高額である経費、その他知事が適当でないとした経費</p>	<p>重点取組事業にて申請された場合、各々の事業毎に重要取組事業のいずれに該当するかについて判定を行う。また、「重点取組事業」に係る補助対象経費の補助対象経費全体に占める割合は60%以上とする。</p>	300万円	<p>オ 街路灯・アーケードの建替え、改修等施設の整備のみに関する事業及び空き店舗への出店のみに関する事業</p>	

別表2

申請に必要な添付書類一覧表

添付書類	摘要
1 当該商店街団体が事業実施を議決した総会の議事録の写し、または、それに類する書類	<p>・補助金の交付申請に関すること及び事業の実施等について決議している書類、または、そのことが確認できる書類</p> <p>※9月30日までに総会を実施できない場合、総会の実施後14日以内かつ実績報告時までの提出が必要            ※事業費や、借り入れをする場合は返済計画まで話し合われていることが必要</p>
2 事業計画図、カタログ、仕様書及び配置図	<p>・事業実施場所がわかる地図、位置図、見取図、建物又は構造物の設計図等</p>
3 見積書（見積内訳書）の写し（※該当経費のみ）	<p>・金額が50万円（税込）以上の各経費            2者以上の見積書が必要。ただし、例外的に2者以上から見積書を徴する必要が認められない場合は、この限りでない。</p> <p>・施設整備関係費            金額にかかわらず必ず2者以上の見積書が必要。</p>
4 工事着手前の写真	<p>・工事を伴う物件の設置の場合</p>
5 家賃における契約書	<p>・転貸を伴う場合、転貸に係る契約書も併せて提出</p>
6 事業実施前年度の事業報告書・収支決算書及び事業実施年度の事業計画書・収支予算書	<p>※9月30日までに総会を実施できない場合、総会の実施後14日以内かつ実績報告時までの提出が必要</p>

- ※ 対象物件により必要となる書類（書類が整い次第、提出すること）
- ・許可書等（道路占用許可書、建築確認通知書、建築許可書等）の写。
  - ・土地及び建物の権利関係を証する書類（建物や構築物に係る申請をする場合は、所有権、借地権又は賃借権を証する書類。それ以外の施設で、施設を設置する場所が民地の場合は当該施設の設置を承諾する旨の民地使用承諾書。）